

令和4年度答申第11号

令和5年1月16日

松戸市長 本郷谷 健次 様

松戸市情報公開審査会

会長 後 藤 仁 哉 印

公文書の非開示決定に係る審査請求に対する諮問について（答申）

令和3年1月26日付け松環保第1746号をもって諮問のあった「私が令和〇年〇〇月〇〇日に環境保全課に相談した、隣地内のごみから受ける害虫被害の件で、〇〇月〇〇日に保全課（〇〇氏）が隣人である〇〇氏宅のポストに投函した、ごみ撤去協力依頼の文書」（以下「本件文書」という。）の開示請求に係る公文書非開示決定に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

答 申

1 審査会の結論

松戸市長が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、改めて公文書一部開示の決定をすべきである。

2 本件審査請求までの経過

審査請求人は、令和2年9月25日付け公文書開示請求書（同月29日受付）により、「私が令和〇年〇〇月〇〇日に環境保全課に相談した、隣地内のごみから受ける害虫被害の件で、〇〇月〇〇日に保全課（〇〇氏）が隣人である〇〇氏宅のポストに投函した、“ごみ撤去協力依頼”の文書の開示請求を致します。」について、松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

松戸市長（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、令和2年9月30日付け公文書非開示決定通知書により、条例第10条第2項の規定により、本件処分をした。

審査請求人は、本件処分を不服とし、令和2年12月21日付け審査請求書により、本件処分に対して、行政不服、審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、審査請求をした。

3 本件審査請求の趣旨及び理由

（1）本件審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。

（2）本件審査請求の理由

1. 非開示の決定処分の開示しない理由が、本件請求の場合には当たらないため。

「開示しない理由」に「本件文書は、当該隣人に対する個別の文書であり、この文書が公開されることにより、特定の個人が識別され、又は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、松戸市情報公開条例第7条第2号（個人情報）の規定により、非公開とする。」とある

が、本件請求人の相談内容及び公文書の内容からも、特定の個人が識別されるため、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあるため、ということには当たらないはずであるから。

相談の内容及び経緯として、令和〇年〇〇月〇〇日、請求人が電話にて、環境保全課、〇〇氏に対し、請求人の隣人である〇〇氏の庭に〇年間、溜め続けられたごみが請求人の家に害虫を及ぼす被害があったため、撤去代の相談をしたものであり、翌〇〇月〇〇日には、〇〇氏は、請求人の家と隣人である〇〇氏の家を訪問し、〇〇氏が、居留守を使ったために、口添えすることができず、〇〇氏は〇〇氏に対して、害虫被害の側面から、隣人に健康被害を及ぼす可能性があるため、ごみの撤去をお願いしたものを〇〇氏のポストに投函しておくとのことだった、また、〇〇氏からこういう人は、弁護士から内容証明を出してもらうのが効果的である旨のアドバイスを受けた。翌、〇〇月〇〇日には、〇〇氏から請求人の携帯電話に、留守番電話による連絡があり、実際に前記内容の文書の投函を行ったということであった。

この内容について間違いがないか、〇〇月〇〇日に請求人から、〇〇氏に連絡を取り、確認をした次第である。

このような事情からも相談の主体が請求人であり、当該隣人が誰であり、公文書の内容も前掲により明らかであることから、開示しない理由の本文書が公開されないことによる特定の個人が識別され、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがあることにはならない。

なお、請求人の家の防犯の事情により、電話設定で、全ての電話での通話が録音されているため、〇〇氏との通話記録も全て残っている。

2. 本件の公文書開示請求に至った事情から。

①請求人が〇〇氏に対して、当該文書の内容について再確認をした際、〇〇氏から文書投函の日に、環境保全課〇〇氏に対して、電話があったことを知らされ、ごみの件とは全く関係のない、請求人に対する単なる名誉を毀損する発言をした旨を知らされるに至った。その発言内容が、ごみは法的に撤去しなければいけないのか、ということ、また、あの人にはうちの家も困っている、人の家を覗くから、昼間から窓を閉めなければならない、などの〇〇氏の被害妄想は事実無根であり、請求人の社

会的信用を失墜させる旨の発言があったことを知らされることとなった。その時、〇〇氏から、聞かなかったことにしてくれ、前言撤回する等々の、発言も受けている。請求人の家の電話は、防犯上、全ての通話が録音される設定となっている、と説明し、それはできないとのことも伝えた。

このような事情から弁護士に相談したところ、〇〇氏の行為は、名誉毀損になる可能性があるとのことで、〇〇氏のごみ問題の解決や、ごみ発言の謝罪をしなかった場合には、訴訟に至る可能性があり、〇〇氏の問題発言の原因となった文書であることから、〇〇氏が説明どおりの文書を投函したのか確認と、請求人の〇〇氏のごみ問題に対する相談履歴の一切の記録として、証拠保全をする意味での請求であること。

②さらに公文書の開示請求の非開示の決定を受け、環境保全課〇〇氏に対し、非開示の理由に対する詳細な説明を求めたが、全く説明になっておらず、公務員でありながら、説明責任を果たさずに、声を荒げるなどの公務員らしからぬ態度に出る旨、人事課〇〇氏に苦情を入れざるを得なかった。その後、環境保全課からは、約束の電話連絡など一度もなく、公務員でありながら市民に対して、説明義務を果たしていない。公文書の開示ではなく、個人情報の開示すら〇〇氏の問題をごまかすために、行う気がないのか否か、また、公文書の非開示に対する審査請求を行った方が良いのかすら、判断もできない状況にさせられるという、被害を受け、情報公開担当室に相談をし、仕方なくこの度の審査請求に至ったという事情があること。

4 実施機関の説明要旨

- (1) 審査請求人からの開示請求により、「〇〇月〇〇日付け、請求人の隣人宅に投函された文書」を特定した。
- (2) 当該文書にはごみ撤去協力依頼の内容が記載されており、それは、依頼を受けたものの個人に関する情報に該当する。そして、本件において、審査請求人が「〇〇月〇〇日に環境保全課（〇〇氏）が隣人である〇〇氏宅のポストに投函したごみ撤去協力依頼の文書。」の開示を求めている以上、当該文書の個人情報は、当該隣人である〇〇氏の個人情報であることは明らかで

ある。したがって、条例第7条第2号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

(3) また仮に、特定の個人を識別することができなかつたとしても、当該隣人の居住している住宅の状況は、当該隣人の家庭生活と密接に関連し、当該隣人にとって不特定の第三者に知られたくない情報であって、公にすることにより、当該隣人の家庭生活に支障が生じ、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものであるから、条例第7条第2号に該当する。

(4) その他について

審査請求人は公文書の開示請求に至った事情を、縷々と述べているが、それは市職員の対応に対する不平不満にすぎないことから本件処分を取り消す理由にはならない。

(5) 結論

以上のとおりであるから、本件処分には何ら違法又は不当な点はなく、取消しの必要はない。

5 審査会の判断

本件処分に対する審査会の判断は、次のとおりである。

(1) 実施機関の責務について

条例は、実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、この条例に定める公文書の開示を請求する権利を最大限に尊重しなければならないとともに、実施機関は、公文書を開示する場合においては、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない(条例第3条)ことを規定する。

(2) 本件文書について

条例において開示請求の対象となる公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいう(条例第2条第2項)。

松戸市長は、実施機関(条例第2条第1項)に該当するため、実施機関の職員が職務の必要上作成し、又は取得した文書であって、当該職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有している文書は、組織共用

文書に該当し、開示請求の対象となる。

(3) 非開示情報について

条例第7条第2号は、非開示情報として、

「(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名（当該公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）並びに当該職務遂行の内容に係る部分

と規定する。

(4) 本件処分（非開示決定）について

本件文書について、インカメラ審理により実際に見分したところ、非開示とした内容には、宛先及び本文中の氏名、並びに、本文中の8行目20文字目から9行目13文字目までの記載箇所は、条例第7条第2号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に該当する。

また、仮に特定の個人を識別することはできないとしても、個人の住宅の維持管理の不備を指摘し、資産の評価を下げる記載内容であり、その開

示は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当する。

以上により、上記の箇所を非開示とし、それ以外は開示することとし、本件処分を取り消し、一部開示とすることが妥当である。

6 結論

以上により、審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 3年 1月26日	諮問書の受理
令和 4年 9月29日	第1回審査会（諮問の報告）
令和 4年11月11日	第2回審査会（審議）
令和 5年 1月16日	第3回審査会（審議）